

平成 27 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

26 年度版 頁番号	現行（平成 26 年度）	改定（平成 27 年度）																																
P1	<p>1-1-1 適用範囲 この積算基準は、水道施設整備費国庫補助事業に係る補助金を申請する際に適用する。</p>	<p>1-1-1 適用範囲 この積算基準は、水道施設整備費国庫補助事業に係る補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金（水道施設に係る事業に限る）を申請する際に適用する。</p>																																
P8	<p>1-2-2-2 共通仮設費 表-1 工種区分</p> <table border="1" data-bbox="311 470 1466 701"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工事内容	開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事	構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事	<p>1-2-2-2 共通仮設費 表-1 工種区分</p> <table border="1" data-bbox="1558 470 2712 701"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事(さく井工事を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工事内容	開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事	構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事(さく井工事を含む)																
工種区分	工事内容																																	
開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																	
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事																																	
構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事																																	
工種区分	工事内容																																	
開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																	
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事																																	
構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事(さく井工事を含む)																																	
P9	<p>別表-1 (表略) 算定式 <math>K_r = A \cdot P_b</math></p>	<p>別表-1 (表略) 算定式 <math>K_r = A \cdot P^b</math></p>																																
P10	<p>a. 地区割増料 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る）又は、住民基本台帳に基づく人口が 50 万人以上の都市の場合には、各運輸局が工事した「一般貨物運送事業の貸し切り運賃」の地区割増料を加算する。ただし、貨物の発地及び着地が同一としない又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方について加算する。</p>	<p>a. 地区割増料 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る）又は、住民基本台帳に基づく人口が 50 万人以上の都市の場合には、各運輸局が工事した「一般貨物運送事業の貸し切り運賃」の地区割増料を加算する。ただし、貨物の発地及び着地が同一としない又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方について加算する。</p>																																
P11	<p>表-2 下表</p> <table border="1" data-bbox="311 1045 1403 1520"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率</th> <th rowspan="2">割増率</th> </tr> <tr> <th>地 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冬期割増 (C3)</td> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至4月15日</td> <td rowspan="2">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上市</td> <td>自12月1日 至3月31日</td> </tr> <tr> <td>深夜 (C4) 割増</td> <td colspan="2">運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td>3割増</td> </tr> </tbody> </table>		冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率	地 域	期 間	冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上市	自12月1日 至3月31日	深夜 (C4) 割増	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増	<p>表-2 下表</p> <table border="1" data-bbox="1558 1045 2650 1520"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率</th> <th rowspan="2">割増率</th> </tr> <tr> <th>地 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冬期割増 (C3)</td> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至4月15日</td> <td rowspan="2">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、<del>北会津郡</del>、<del>耶麻郡</del>、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、<del>吉城郡</del>、<del>益田郡</del>、<del>郡上市</del>、<del>飛騨市</del>、下呂市、郡上市</td> <td>自12月1日 至3月31日</td> </tr> <tr> <td>深夜 (C4) 割増</td> <td colspan="2">運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td>3割増</td> </tr> </tbody> </table>		冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率	地 域	期 間	冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、 <del>北会津郡</del> 、 <del>耶麻郡</del> 、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、 <del>吉城郡</del> 、 <del>益田郡</del> 、 <del>郡上市</del> 、 <del>飛騨市</del> 、下呂市、郡上市	自12月1日 至3月31日	深夜 (C4) 割増	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増
	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率																															
	地 域	期 間																																
冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増																															
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上市	自12月1日 至3月31日																																
深夜 (C4) 割増	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増																															
	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率																															
	地 域	期 間																																
冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増																															
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、 <del>北会津郡</del> 、 <del>耶麻郡</del> 、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、 <del>吉城郡</del> 、 <del>益田郡</del> 、 <del>郡上市</del> 、 <del>飛騨市</del> 、下呂市、郡上市	自12月1日 至3月31日																																
深夜 (C4) 割増	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増																															

平成 27 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

26 年度版 頁番号	現行（平成 26 年度）			改定（平成 27 年度）																																																																																		
P14	F1:冬季割増 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">地 域</th> <th style="width:33%;">期 間</th> <th style="width:34%;">割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至 4月15日</td> <td rowspan="3" style="text-align:center; vertical-align:middle;">2割</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川 県、福井県、鳥取県、島根県の全域</td> <td rowspan="2" style="text-align:center; vertical-align:middle;">自12月1日 至 3月31日</td> </tr> <tr> <td>岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上市</td> </tr> </tbody> </table>			地 域	期 間	割増率	北海道	自11月16日 至 4月15日	2割	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川 県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至 3月31日	岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上市	F1:冬期割増 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">地 域</th> <th style="width:33%;">期 間</th> <th style="width:34%;">割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至 4月15日</td> <td rowspan="3" style="text-align:center; vertical-align:middle;">2割</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川 県、福井県、鳥取県、島根県の全域</td> <td rowspan="2" style="text-align:center; vertical-align:middle;">自12月1日 至 3月31日</td> </tr> <tr> <td>岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち会津若松市、喜多方市、南会津郡、<del>北会津郡</del>、<del>耶麻郡</del>、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、<del>吉城郡</del>、 <del>益田郡</del>、<del>郡上市</del>、<del>飛騨市</del>、<del>下呂市</del>、<del>郡上市</del></td> </tr> </tbody> </table>			地 域	期 間	割増率	北海道	自11月16日 至 4月15日	2割	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川 県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至 3月31日	岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち会津若松市、喜多方市、南会津郡、 <del>北会津郡</del> 、 <del>耶麻郡</del> 、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、 <del>吉城郡</del> 、 <del>益田郡</del> 、 <del>郡上市</del> 、 <del>飛騨市</del> 、 <del>下呂市</del> 、 <del>郡上市</del>																																																														
地 域	期 間	割増率																																																																																				
北海道	自11月16日 至 4月15日	2割																																																																																				
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川 県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至 3月31日																																																																																					
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上市																																																																																						
地 域	期 間	割増率																																																																																				
北海道	自11月16日 至 4月15日	2割																																																																																				
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川 県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至 3月31日																																																																																					
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち会津若松市、喜多方市、南会津郡、 <del>北会津郡</del> 、 <del>耶麻郡</del> 、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、 <del>吉城郡</del> 、 <del>益田郡</del> 、 <del>郡上市</del> 、 <del>飛騨市</del> 、 <del>下呂市</del> 、 <del>郡上市</del>																																																																																						
P16	表-4-2 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械区分</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">分解組立用クレーン</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式） 地盤改良機械 トンネル用機械</td> <td>表-4 参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）</td> <td>25 t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラクレーン系</td> <td>35 t 吊以下 （クラムシェル 平積0.6 m<sup>3</sup>含む）</td> <td rowspan="4">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）</td> <td>25 t 吊</td> </tr> <tr> <td>80 t 吊以下 （クラムシェル 平積2.0 m<sup>3</sup>以下含む）</td> <td rowspan="3">50 t 吊</td> </tr> <tr> <td>150 t 吊以下 （クラムシェル 平積3.0 m<sup>3</sup>以下含む）</td> </tr> <tr> <td>300 t 吊以下</td> </tr> <tr> <td>トラッククレーン</td> <td>表-4 参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）</td> <td>50 t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クローラ式杭打機</td> <td>質量60 t 以下</td> <td rowspan="3">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）</td> <td rowspan="3">25 t 吊</td> </tr> <tr> <td>質量100 t 以下</td> </tr> <tr> <td>質量150 t 以下</td> </tr> <tr> <td>オールケーシング掘削機 〔据置式〕</td> <td>表-4 参照</td> <td>クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型</td> <td>60～65 t 吊</td> </tr> <tr> <td>連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕</td> <td>表-4 参照</td> <td>トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型</td> <td>45 t 吊</td> </tr> <tr> <td>連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕</td> <td>表-4 参照</td> <td>クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型</td> <td>50 t 吊</td> </tr> </tbody> </table>			機械区分	規格	分解組立用クレーン		名称	規格	ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式） 地盤改良機械 トンネル用機械	表-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊	クローラクレーン系	35 t 吊以下 （クラムシェル 平積0.6 m <sup>3</sup> 含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊	80 t 吊以下 （クラムシェル 平積2.0 m <sup>3</sup> 以下含む）	50 t 吊	150 t 吊以下 （クラムシェル 平積3.0 m <sup>3</sup> 以下含む）	300 t 吊以下	トラッククレーン	表-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	50 t 吊	クローラ式杭打機	質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊	質量100 t 以下	質量150 t 以下	オールケーシング掘削機 〔据置式〕	表-4 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	60～65 t 吊	連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表-4 参照	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型	45 t 吊	連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	表-4 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	50 t 吊	表-4-2 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械区分</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">分解組立用クレーン</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式） 地盤改良機械 トンネル用機械</td> <td>表-4-1 参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）</td> <td>25 t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラクレーン系</td> <td>35 t 吊以下 （クラムシェル 平積0.6 m<sup>3</sup>含む）</td> <td rowspan="4">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）</td> <td>25 t 吊</td> </tr> <tr> <td>80 t 吊以下 （クラムシェル 平積2.0 m<sup>3</sup>以下含む）</td> <td rowspan="3">50 t 吊</td> </tr> <tr> <td>150 t 吊以下 （クラムシェル 平積3.0 m<sup>3</sup>以下含む）</td> </tr> <tr> <td>300 t 吊以下</td> </tr> <tr> <td>トラッククレーン</td> <td>表-4-1 参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）</td> <td>50 t 吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クローラ式杭打機</td> <td>質量60 t 以下</td> <td rowspan="3">ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）</td> <td rowspan="3">25 t 吊</td> </tr> <tr> <td>質量100 t 以下</td> </tr> <tr> <td>質量150 t 以下</td> </tr> <tr> <td>オールケーシング掘削機 〔据置式〕</td> <td>表-4-1 参照</td> <td>クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型</td> <td>60～65 t 吊</td> </tr> <tr> <td>連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕</td> <td>表-4-1 参照</td> <td>トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型</td> <td>45 t 吊</td> </tr> <tr> <td>連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕</td> <td>表-4-1 参照</td> <td>クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型</td> <td>50 t 吊</td> </tr> </tbody> </table>			機械区分	規格	分解組立用クレーン		名称	規格	ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式） 地盤改良機械 トンネル用機械	表-4-1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊	クローラクレーン系	35 t 吊以下 （クラムシェル 平積0.6 m <sup>3</sup> 含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊	80 t 吊以下 （クラムシェル 平積2.0 m <sup>3</sup> 以下含む）	50 t 吊	150 t 吊以下 （クラムシェル 平積3.0 m <sup>3</sup> 以下含む）	300 t 吊以下	トラッククレーン	表-4-1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	50 t 吊	クローラ式杭打機	質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊	質量100 t 以下	質量150 t 以下	オールケーシング掘削機 〔据置式〕	表-4-1 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	60～65 t 吊	連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表-4-1 参照	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型	45 t 吊	連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	表-4-1 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	50 t 吊
機械区分	規格	分解組立用クレーン																																																																																				
		名称	規格																																																																																			
ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式） 地盤改良機械 トンネル用機械	表-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊																																																																																			
クローラクレーン系	35 t 吊以下 （クラムシェル 平積0.6 m <sup>3</sup> 含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊																																																																																			
	80 t 吊以下 （クラムシェル 平積2.0 m <sup>3</sup> 以下含む）		50 t 吊																																																																																			
	150 t 吊以下 （クラムシェル 平積3.0 m <sup>3</sup> 以下含む）																																																																																					
	300 t 吊以下																																																																																					
トラッククレーン	表-4 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	50 t 吊																																																																																			
クローラ式杭打機	質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊																																																																																			
	質量100 t 以下																																																																																					
	質量150 t 以下																																																																																					
オールケーシング掘削機 〔据置式〕	表-4 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	60～65 t 吊																																																																																			
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表-4 参照	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型	45 t 吊																																																																																			
連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	表-4 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	50 t 吊																																																																																			
機械区分	規格	分解組立用クレーン																																																																																				
		名称	規格																																																																																			
ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式） 地盤改良機械 トンネル用機械	表-4-1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊																																																																																			
クローラクレーン系	35 t 吊以下 （クラムシェル 平積0.6 m <sup>3</sup> 含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊																																																																																			
	80 t 吊以下 （クラムシェル 平積2.0 m <sup>3</sup> 以下含む）		50 t 吊																																																																																			
	150 t 吊以下 （クラムシェル 平積3.0 m <sup>3</sup> 以下含む）																																																																																					
	300 t 吊以下																																																																																					
トラッククレーン	表-4-1 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	50 t 吊																																																																																			
クローラ式杭打機	質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第1次基準値）	25 t 吊																																																																																			
	質量100 t 以下																																																																																					
	質量150 t 以下																																																																																					
オールケーシング掘削機 〔据置式〕	表-4-1 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	60～65 t 吊																																																																																			
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表-4-1 参照	トラッククレーン 油圧伸縮ジブ型	45 t 吊																																																																																			
連続地中壁用機械 〔クローラ式アースオーガ〕	表-4-1 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型	50 t 吊																																																																																			

平成 27 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

26 年度版 頁番号	現行（平成 26 年度）	改定（平成 27 年度）																																																
P21	上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。 (イ) 特殊な品質管理に要する費用 ・管接合部の水圧試験、超音波試験、X線検査等 ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験	上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。 (イ) 特殊な品質管理に要する費用 ・管接合部の水圧試験、超音波試験、X線検査等 ・ <b>通水試験</b> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験																																																
P26	別表-2 現場管理費率標準値 <table border="1" data-bbox="311 520 1433 726"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額(Np) 適用区分</th> <th rowspan="3">1,000万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">A×Np<sup>0.1</sup>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>21.70%</td> <td>104.8</td> <td>-0.0977</td> <td>12.93%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>24.80%</td> <td>28.9</td> <td>-0.0095</td> <td>23.58%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>16.51%</td> <td>21.5</td> <td>-0.0164</td> <td>15.13%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(Np) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする	A×Np <sup>0.1</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		A	b	開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977	12.93%	シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	23.58%	構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%	別表-2 現場管理費率標準値 <table border="1" data-bbox="1558 520 2680 726"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額(Np) 適用区分</th> <th rowspan="3">1,000万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">A×Np<sup>0.1</sup>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>21.70%</td> <td>104.8</td> <td>-0.0977</td> <td>12.93%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>24.80%</td> <td>28.9</td> <td>-0.0095</td> <td>23.58%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>16.51%</td> <td>21.5</td> <td>-0.0164</td> <td>15.13%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(Np) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする	A×Np <sup>0.1</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		A	b	開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977	12.93%	シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	23.58%	構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%
対象額(Np) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする			1,000万円を超え20億円以下			20億円を超えるもの 下記の率とする																																											
				A×Np <sup>0.1</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による																																														
		A	b																																															
開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977	12.93%																																														
シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	23.58%																																														
構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%																																														
対象額(Np) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする																																														
		A×Np <sup>0.1</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による																																																
		A	b																																															
開削工事及び小口径推進工事	21.70%	104.8	-0.0977	12.93%																																														
シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	23.58%																																														
構造物工事（浄水場等）	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%																																														
P27	1-2-3-4 単価表 (1) (略) (2)機械運転単価表 <table border="1" data-bbox="311 863 1308 963"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラック</td> <td>クレーン装置付 2t積 2t吊 クレーン装置付 4t積 2.9t吊</td> <td>機-1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	トラック	クレーン装置付 2t積 2t吊 クレーン装置付 4t積 2.9t吊	機-1		1-2-3-4 単価表 (1) (略) (2)機械運転単価表 <table border="1" data-bbox="1558 863 2555 963"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラック</td> <td>クレーン装置付 2t積 2t吊 クレーン装置付 4t積 2.9t吊</td> <td>機-1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 適用単価表「機-1」は、国土交通省土木工事標準積算基準書による。</p>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	トラック	クレーン装置付 2t積 2t吊 クレーン装置付 4t積 2.9t吊	機-1																																	
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																																															
トラック	クレーン装置付 2t積 2t吊 クレーン装置付 4t積 2.9t吊	機-1																																																
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																																															
トラック	クレーン装置付 2t積 2t吊 クレーン装置付 4t積 2.9t吊	機-1																																																
P29	別表-3 一般管理費等率 (1)前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合 <table border="1" data-bbox="311 1083 1486 1152"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>14.38%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.22%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = -2.57651 \times \text{Log}(Cp) + 31.63531 (\%)$ ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:工事原価(単位円) (注) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%	別表-3 一般管理費等率 (1)前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合 <table border="1" data-bbox="1558 1083 2733 1152"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = -4.63586 \times \text{Log}(Cp) + 51.34242 (\%)$ ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:工事原価(単位円) (注) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																															
一般管理費等	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%																																															
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																															
一般管理費等	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																															
P34	1-3-2 その他 (1)～(6) (略) (7)雑材料 内燃機関の運転管下表には主燃料のほかにエンジン油、ギヤ油、マシン油、グリース、ボロ等を計上していたが、これらを全部集めても設計書に占める金額は少額となるため、設計の簡素化のためにこれらを一括して、主燃料金額に対するパーセントで「油脂類」として計上する。電動機使用の場合もモーター油等を雑材料として計上する。	1-3-2 その他 (1)～(6) (略) (7)諸雑費 内燃機関の運転管下表には主燃料のほかにエンジン油、ギヤ油、マシン油、グリース、ボロ等を計上していたが、これらを全部集めても設計書に占める金額は少額となるため、設計の簡素化のためにこれらを一括して、主燃料金額に対するパーセントで「諸雑費」として計上する。電動機使用の場合もモーター油等を諸雑費として計上する。																																																
P35	2-1-3 掘削幅の算定 (1)吊込み時の掘削幅（計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による） 吊込み掘削幅 (B1) = 管最大外径 + 2 × (吊込み余裕幅 + 土留加算幅)	2-1-3 掘削幅の算定 (1)吊込み時の掘削幅（計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による） 吊込み掘削幅 (B1) = 管最大外径 + 2 × (吊込み余裕幅 + 土留加算幅)																																																